

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (第4条5項) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パレスチナ解 放機構 (注5)	パレスチナ暫定自治政府に対す る贈与に関する日本国政府とパ レスチナ解放機構との間の交換 公文	パレスチナ自治政府の経済社会開発努力推進に寄与す るため、双方の関係当局間で合意する生産物及び役務 を購入するための資金を贈与すること。	800,000千円 ----- (注2)	H25.7.24 ラベック で (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 パレスチナ解放機構側 シ ェクリー・ビシヤーラ・ パレスチナ暫定自治政府 財務庁長官	H25.9.3 296号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

(注5)本案件では、国(政府)、国際機関に該当しない。